

質疑回答事項通知書

業者各位

平成27年5月8日～平成27年5月12日入札執行の予定である「羽曳野市立高鷲中学校②棟耐震補強・老朽改修工事」の仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	【建築】A-04 仮設エアコン設置要領ですが設計図書では天井吊エアコンとなっております。壁掛け式でも可能でしょうか。ご指示願います。	設計図書通り天井吊りエアコンとします。
2	【建築】数量書 内部上下黒板の数量が、図面と数量表で相違があります。数量表では3箇所、設計図書では4ヶ所(調理室・被服教室・理科室(1)(2))どちらの数量が正でしょうか。ご指示願います。	3箇所とします。
3	【建築】A-29 理科教室・被服教室内、床フローリングの一部新設工事に関して作業台等の取外し移設は無いものと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	床フローリングの工事においては作業台等の取外しは不要ですが、設計図書通り、理科室(1)(2)・調理室の給排水管やり替えに伴う作業台の仮撤去・再取付は本工事に見込み、被服教室の作業台については取外しは不要とします。
4	【機械設備】 上下水道に対する申請は必要と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	原則、上下水道に対する申請は不要ですが、事前に協議する必要がありますので、監督員と協議して下さい。
5	【機械設備】 屋内消火栓に対する所轄消防への申請は、今回の工事業範囲に対する申請と考えてよろしいでしょうか。また、学校全体での申請が必要な場合、書類作成及び現場調査は別途と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	屋内消火栓自体の撤去新設は行わないが、配管等で一部撤去新設があり、届出又は事前打合せが必要となる為、本工事にて手続き等を見込むこととします。また、学校全体での申請が必要な場合も本工事にて対応することとします。
6	【機械設備】 既設給水及び排水管に対する保温材の撤去は無いものと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	今回工事範囲内に保温材の撤去が有る為、本工事に見込むこととします。